

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

山形県中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）について

ポストコロナへの対応を加速化し、県内中小企業・小規模事業者のパワーアップによる県内経済の活性化を図るため、中小企業・小規模事業者が行う「デジタル化」や「脱炭素化」に資する設備投資等の取組みに対し、補助金を交付します。

▶補助対象者

県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

▶補助対象事業

【デジタル化支援型】

テレワークやウェブ会議等による働き方改革や新しい生活様式を徹底した経済活動支援の観点から、中小企業・小規模事業者が実施するデジタル化を図る事業

(具体的な取組例)

- リモートワークやワーケーションを可能とするテレワークシステムの導入や環境整備
- 非対面型・非接触型サービスのためのキャッシュレス決済やタッチパネル注文システムの導入
- モバイルオーダーやオンライン予約、インターネット販売等に係るシステム構築
- 消費税インボイス制度に対応したレジシステムや請求書システムの導入

【脱炭素化支援型】

コロナ後の経済活動を見据えたSDGs推進の観点から、中小企業・小規模事業者が実施する環境負荷低減などの脱炭素化に資する事業

(具体的な取組例)

- 生産工程の脱炭素化を達成するために必要な高効率ボイラー設備の導入
- 脱炭素化に向けた高効率製品の販売のために必要な設備の導入
- これまで廃棄していた食品を有効活用し新たな製品を販売するために必要な設備の導入

※いずれの事業についても、小規模事業者の取組みが優先採択となります。

▶補助率

1/2以内

※新型コロナ対策認証制度の認証を取得している事業者にあっては2/3以内

▶補助金額

10万円～100万円以内

▶補助対象経費

設備等導入費、委託・外注費、借料

▶申請方法

必要書類を「山形県中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）事務局」へ2部郵送
※必要書類の様式は「山形県中小企業団体中央会」のホームページよりダウンロードのうえ記入してください。

(https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/powerup/index_r4.html)

※補助金の申請に際しては、認定支援機関(商工会、金融機関等)による事業計画書の確認が必要となります。

▶申請期限

5月31日(火) ※当日午後5時必着

▶送付先及び問合せ先

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階
山形県中小企業団体中央会内
山形県中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）事務局

☎023-647-0360

FAX:023-647-0362

軽自動車税の減免申請は5月16日（月）～5月31日（火）まで

▶減免の対象

障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人が運転するもの。

○身体障がい者で年齢18歳未満の方、知的障がい者の方または精神障がい者の方の場合は生計を一にする方（家族等）の名義の軽自動車なども該当になります。

○身体障がい者等と生計を一にする方（家族等）や介護する方が運転するものも該当になることがあります。

○知的障がい者の方または精神障がい者の方の場合は、生計を一にする方（家族等）や介護する方が運転するもののみ該当となります。

※障がいの程度（等級）によっては減免の対象にならない場合があります。詳細は問合わせください。

▶申請に必要なもの

①減免申請書（昨年減免された方には5月13日発送予定の納税通知書に同封します。今年度から申請、または車両変更された方には窓口でお渡しします）

②軽自動車税納税通知書（5月13日に発送予定）

③印鑑

④身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳

⑤運転免許証（運転する方のもの）

⑥対象車両の車検証

⑦マイナンバーカードまたは通知カード

※障がいのある方と生計を一にする方が運転する場合は、通院証明等が必要です。

※介護する方が運転する場合は、自動車運行計画証明書、誓約書が必要です。

▶注意

○軽自動車税の減免は1人1台に限ります。また、自動車税（県税）の減免を受ける方は、軽自動車税（町税）の減免を受けることができません。

○申請期限は軽自動車税の納期限（5月31日）までとなります。納期限を過ぎた場合は申請を受け付けられませんので、必ず期限内に申請してください。

○納付方法で口座振替を利用されている方は、5月23日（月）を過ぎると、軽自動車税の振替が自動的に行われてしまいます。その場合、返却するために別途手続が必要となりますのでご注意ください。

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

町税等の減免についてのお知らせ

下記に該当する方は、町税等の減免を受けることができますので、ご相談ください。

▶減免要件

①申請日現在において生活保護法の規定による生活扶助やそれに準ずるその他の扶助を受けている方

②傷病、失業、倒産および退職等によって今年の所得が皆無または極度に減少して生活が著しく困難になった方

③災害（地震・火災・集中豪雨等）および盗難等により財産について甚大な損害を受けた場合

※生活保護受給による固定資産税減免について、該当の方へ個別に通知します。

※軽自動車税の減免は別途、問合わせください。

▶申請方法

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話での確認と郵送での手続き申請としています。申請や相談を希望する方には、個別に申請方法等を案内しますので、下記へ電話でご連絡ください。

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

【朝日町りんご俳句大会】 守谷茂泰氏 選

銅賞「りんごもぎくるっとまわしてたのしいな」 大谷小1年 しらたゆりん
銅賞「ぼくの町赤いりんごと青い空」 宮宿小2年 鈴木 結心

消費税のインボイス制度に関する説明会の開催について

事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。説明会は各回とも説明内容が同じで、事前予約制により定員になり次第、受付を終了します。

▶開催日時

5月17日(火)

6月16日(木)

※各回とも10時から開催します

▶申込締切

開催日の前日12時

▶会場

寒河江税務署 一階会議室(寒河江市中央2-2-35)

▶問合せ先

寒河江税務署 調査部門

☎86-2378

「農薬」の使用による「みつばち」への被害を防ぎましょう

もうすぐ果樹の開花期を迎えます。「果樹農家」と「養蜂家」が、お互いに連携をとりながら、農薬の使用によるみつばちへの被害を防ぎましょう。

【農薬を使用する皆さまへ】

- ・開花1週間前から巣箱を撤去するまで、殺虫剤を散布しないようにしましょう。
- ・農薬使用にあたっては、みつばち飼育者に対して、事前に「防除計画(散布時期、時間帯、薬剤の種類等)」を提供するとともに、近隣のみつばち飼育の有無を確認しましょう。

- ・農薬散布の際は、時間帯や風向きに注意して作業を行いましょう。
- ・使用農薬の「みつばち」に関する注意事項を確認し、記載事項を遵守しましょう。

▶問合せ先

農林振興課 農政係

☎67-2114

第25回朝日町民ゴルフ大会

▶期 日 5月22日(日)

▶会 場 山形ゴルフ倶楽部

▶参加費 2,000円(プレー費は各自)

※懇親会は行いません。

▶申込み

5月13日(金)まで、教育文化課または鈴木時計店へ参加費を添えて申込みください。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止には、万全を尽くしますが、開催前に地域感染が拡大した場合には、大会を中止します。

▶問合せ先

朝日町ゴルフクラブ事務局

清野 則昭 ☎090-7523-2057

鈴木 俊一 ☎090-8786-3080

憲法記念行事無料電話法律相談のお知らせ

弁護士が電話で無料法律相談を受け付けます。法的なトラブルでお困りの方は気軽にご相談ください。

▶開催日時 5月10日(火)

午前10時～午後3時

▶相談方法

電話相談

☎023-666-3053

☎023-629-6750

※実施時間帯にお電話ください。

▶問合せ先

山形県弁護士会事務局

☎023-622-2234

結婚相談会（無料）開催中！

町では気軽に結婚に対する悩みを相談できる「結婚相談会」を開催しています。結婚応援団が相談に乗りますので、ぜひお気軽にお越しください。

▶対象者

- ・結婚を望む独身男女
- ・独身の子どもを持つ両親 など

※町内外を問わず参加できます。

▶開催日

5月21日（土）

午後6時30分～午後8時30分

▶場 所

at LOUNGE（宮宿 1085-10）

▶問合せ先

政策推進課 総合政策係

☎67-2112

令和4年度課税証明書について

令和4年度（令和3年分）の住民税の課税等に関する証明書は、納税通知書の発送日である6月14日（火）から発行します。なお、住民税を給与からの天引き（特別徴収）のみで納付される方は5月13日（金）から発行可能となっています。

▶記載の日から発行される証明書

- ・令和4年度課税証明書
- ・令和4年度非課税証明書
- ・令和4年度所得証明書
（令和3年分の所得の証明）

▶問合せ先

税務町民課 税務係

☎67-2107

子ども服&絵本おさがり交換会のお知らせ

「おさがり交換会」とは、まだまだ使える子ども服、絵本などをみんなでシェアする会です。開催にあたり、事前に子ども服を集めますので、皆さまのご協力をよろしくお願ひします。また、交換会当日は絵本の回収も行います。読まなくなった本をお持ちください。

持ってくるだけでももらうだけでもOKです。ご家族やお友だちと一緒に気軽にお越しください。

▶事前回収期間

4月29日（金）～6月4日（土）

▶回収場所

①スマイルカフェ 縁 joy コーヒー（大谷 1458）

毎週水～土曜日

午前11時～午後4時

②ゲストハウス松本亭一農舎（常盤ろ1）

午後1時～午後5時

毎週水曜日を除く

③みんなの居場所すぱっと（宮宿 1084-5）

毎週月～金曜日

午前10時～午後3時30分

※すんたく市 タマル屋 ザッカ部

6月4日のみ

▶対象品目

- ・新生児から150cmの子ども服、帽子、靴
- ・下着、靴下、スタイ（よだれかけ）※新品のみ
- ・園児服
- ・絵本 ※7月3日当日のみ回収

▶注意事項

- ・季節品や記名等がある場合でも構いません。洗濯をして持ち込みください。
- ・持ち込む際は、100円の協力金にご協力をお願いします。
- ・汚れや破れ、ほつれ等があるもの、色がはげている、伸びきっている服等はご遠慮ください。

▶開催日時

7月3日（日）午前10時～午後2時

※古民家マルシェ「すんたく市」内で開催

▶場 所

新宅（すんたく）今井家「宿（しゅく）のやかた」

▶その他

当日は、エコバッグ持参でお越しください。

おさがりの持ち込みも大歓迎です。

※参加費100円のご協力をお願いします。

▶問合せ先

おさがり交換会（担当：鈴木 紗織）

メール mei.121031@gmail.com